

令和3年鉾田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和3年6月25日（金）午後1時59分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>氏 名</th> <th>出 欠</th> <th>番 号</th> <th>氏 名</th> <th>出 欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>櫻井 健一</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>富田 省三</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菊地 博</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>出沼 丈夫</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>浜田 洋一</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>米川 完一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>菊川 俊雄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>坪沼美知子</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>飯塚 康雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>郡司 光一</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>浅野 登</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>鈴木 新吾</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>大久保 稔</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>宇佐見達夫</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小松崎善一</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	欠	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	欠	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	欠	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																										
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																										
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																										
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	欠																																																																										
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																										
6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出																																																																										
7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠																																																																										
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠																																																																										
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	欠																																																																										
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	欠																																																																										
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出																																																																										
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	8番 菅谷 幸子 9番 草野 克信																																																																														
書 記	酒井係長																																																																														
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第5号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第7号 地籍調査における地目変更に対する意見決定について</p>																																																																														

	<p>議案第8号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議 （案）について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権 利移動届出について</p> <p>報告第3号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについ て</p> <p>報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">（開 会）</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、令和3年鉾田市農業委員会6月定例総会 を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。 入梅に入ったと予報で言っていますけれども、なかなか雨のほう も、これといった雨ではなく、やはり入梅みただけけれども、農家 の方にとってはジャガイモ掘りで非常にいいかなと思っておりま す。やはりこのまま天気が少し続けば、なおさらジャガイモのほう も今年も今のところ値段のほうもいいということで、大分農家の方 も一生懸命頑張っているような最中でございますけれども、 先月ですか、私の大洋地区の委員と事務局で、法務局から現地確認 のほうがあったもので、阿玉のほう、現地確認に行きました。その 案件は、太陽光をやっておるところで、太陽光をやっているのは別 に私らはいいのですけれども、看板を見ると、もう5年前から太陽 光は設置して売電をしているわけなのです。売電していて、今年に なってから法務局へ申請を出して、それで法務局から現地確認して いるわけなのです。そうすると、5年間は、農業委員会の許可も受 けないで太陽光を造ってしまっているわけです。そうすると、その 中に農地が一部含まれていたのです。農地一部含まれたけれども、 太陽光が結構あって、その一部に農地が含まれているわけなので す。これは、5年前に、住所が■■■■の会社でございます。5年も 売電して、今から法務局で現地確認といって農地に造って、本来な らば順序が逆ではないかなと、私もそのとき思ったのですけれど も、これは農業委員会の大洋の代表の方も、これは農業委員会をば かにしているのではないかなということも、やはりそういうような</p>
--	---

ことも頭をよぎったような状態でございます。結局、5年も売電してから、法務局で現地確認して、それで、これら農地が一部含まれている。それは逆ではないか。やっぱり農業委員会に提出していただいて、農業委員会から許可をもらって太陽光を造るのだったら、これは正当な理由だけれども、5年もたってから法務局に申請を出してやっているということは、この会社は幾らかやはり、■■■■のほうでやっているということだけれども、その会社を私は分からなかったのだけれども、いろいろそういうことを、全国でそういうことをやっていて、よその地区でもそういうことが通っていたから、なにここも通るのだっぺな、通るのではないかなという感じでやったのではないかなと私も思いましたけれども、これはちょっと後で県のほうの集まりがあったときに、順序がこういった場合、逆なので、原状復帰としてやっていいものか、悪いものか、ちょっと聞いてみて、5年も売電してしまってからこういうことではなということ、非常に農業委員会の立場というのが大分損なわれているような、そういう疑惑を持ちましたけれども、これからもだんだんそういうのが出てくるのではないかなと思います。

そればかりでなく、■■■■の件もありますけれども、これもなかなか、隣同士であって、片方は土盛った、市の建設課で土盛った。そうすると農業委員会に提出した書類からしたら、かなり土を平らに盛ってしまって、それで畑として使うにはいい。だけれども、農業委員会は土を盛るのには50センチ以上盛っては駄目だということで、畑のほう斜めになってしまうわけなのです。そうすると、斜めでは畑として使えないから、やはり土を建設課で真っすぐ盛ってくれということで、その地主が頼んで、建設課で盛ってしまったらしいのです、その50センチ縛りが分からないで。ところが、その隣の人の地権者が、やはりこれは農業委員会に提出した書類とは違うのではないか。確かに違う。そういうことで建設課に言ったら、いや、地主の方がこのほうが畑として使いやすいくらいからと言われたけれども、隣同士でやっているやつが話がうまく進まないで、これは市が勝手に土盛ったやつだと、隣の地権者には言う。そうすると、言われた地権者は当然農業委員会と建設課に苦情の電話が、1か月に二、三回かかってくるような、そんな状況で、いろいろ建設課なり市長とも話をして、今、どういうふうに状況をしたらいいか、検討しているような、そういう問題も発生しております、何でここへ来て、こんないろいろな問題を抱えてやっているのかなと思って、非常に、昔では地権者と話し合っ、そこらあたり、ここらあたりということで話合いの下にやったんだけど、最初に盛ったやつを、建設課では言ったから、そのほうが畑としていい。そうしたら、今度、隣の人は土盛りやればいいと言うけれども、土盛りやるまでの金はかけたくない。そんなに金かけられないということで

	<p>大分やって、そうしたらば、今度、また反対側の方が、あれで畑にならない。そんな石ころがいっぱい散らばっていて畑にならないと。私から言わせれば、揚げ足取っているような、そういう状況で農業委員会と建設課に1か月に何回か電話かかってきている状況で、ある程度は対応はしておりますけれども、やはりこのままではいけないから、後でそういうことも、この中で話をしながら、皆さんに何かいい知恵があれば聞いていきたい、利用できればいいなと思っております。</p> <p>はっきり言ってしまいますけれども、この土を盛った人と、こちらの隣の方は兄弟なのです。兄弟でうまくなくて、それで建設課だ、農業委員がそれに利用されてしまっているのです、間へ。市が勝手にやった、農業委員会で計画どおりにやらない、常に建設課と農業委員会。非常に困った案件ではございますけれども、それでも何とかこれも解決しなくてはならないなという状況で、このまま放ってはおけなくて、やっぱり解決しなくてはならないなと思っておりますけれども、それにはやはりこの問題もそう簡単にはいかないような状況で、非常に事務局も悩んでいるような状況でございますけれども、農業委員会も本当にいろいろ日々、事務局に私も、1週間に1回ないし2回来ているけれども、いろいろな問題も、この頃だんだん多くなってきております。その中で、皆さんも各委員もその地区、地区でも、いろいろな問題が出て、またいろいろ聞かれることもあると思っておりますけれども、一生懸命、委員やっている中では頑張っていて任期を全うして、銚田市農業委員会は大したものだなと言われるように頑張っていたきたいと思います。</p> <p>まとまらない挨拶でございますけれども、今日一日、ひとつ慎重審議、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局 議長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
--	--

議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、8番 菅谷幸子 委員、9番 草野克信 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、16番 出沼丈夫 委員、19番 飯塚康雄 委員、20番 郡司光一 委員、21番 浅野登 委員、22番 鈴木新吾 委員が欠席となります。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号16番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事	務	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」、番号1番から番号16番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては16件、地目、田が8筆、畑21筆、計29筆。面積は6万4,349平方メートルでございます。

<p>議 長 浜田洋一委員</p>	<p>契約内容につきましては、売買10件、普通贈与3件、交換2件、特定遺贈1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、浜田です。1番について説明します。</p> <p>譲受人、■■■■さん、譲渡人、■■■■さんは、近所で旧知の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、地続きの農地の売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、カボチャやホウレンソウなどを作る農家であり、経営面積は127アールあります。ホウレンソウなどを増産するために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号2番から番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。2番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、もともとは本家、分家の間柄だったそうです。■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。■■■■さんは、水稻、サツマイモ、あとはハウス等においてメロン等を作付しており、経営面積も318アールということで、70歳代であります。心身ともに若く元気であります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われるので、よろしくご審議ください。</p> <p>続きまして、3番の譲受人、■■■■さんの案件について説明いたします。</p> <p>この案件は、先月の定例会において、■■■■氏所有の農地を友人の息子の■■■■氏に5条案件で宅地にするということで売買が成立しましたが、54平方メートルが余ってしまったので、それを有効利用するために■■■■さんと隣の畑であったため、交換して</p>

<p>議長</p> <p>宇佐見達夫委員</p>	<p>くださいと申し込んだところ、全く同じ面積で交換に応じてくれた次第ということです。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。</p> <p>4番も一緒なのですけれども、どうでしょう。説明は全く同じ説明になってしまうのですけれども、議長、どうしますか。いいですか。ということで、よろしくご審議ください。</p> <p>続きます、番号5番から番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、宇佐見です。番号5番と7番が隣同士の案件で、先に7番の説明をしたいと思います。</p> <p>番号7番です。今回、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■■■■■の間で売買契約が円満にまとまりました。この土地は、この後、説明します5番の譲渡人、■■■■さんの土地で、■■■さんが管理できないため、■■■■■■■■を通しての売買となりました。■■■さんと■■■さんは知人関係ということでした。■■■さんは、イチゴを中心に作付しており、水田も作っているということでした。</p> <p>続いて、5番について説明します。譲受人、■■■■さん、譲渡人、■■■■さんは、先ほどのとおり知人関係となります。7番で説明した土地のすぐ隣の土地で、こちらの土地は贈与して、■■■さんに一緒に作ってもらおうということでした。どちらの案件も問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続いて、6番について説明します。譲渡人、■■■■さんと、譲受人、■■■■さんは親子関係です。今回、■■■さんが高齢のため、実際経営をしている■■■さんに贈与したいということでした。■■■さんはイチゴ専門農家で、農業実習生も5人ほど使って大規模にイチゴ栽培をしております。こちら問題ない案件かと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p> <p>城田俊男委員</p>	<p>続きます、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、城田です。8番の説明に入ります。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■さんが結婚して■■■■に行く前までは、地元■■■■に■■■■さん夫婦の娘さんとして、親戚ではないのですけれども、家族ぐるみで付き合いがあったそうです。両親が亡くなりまして、■■■■さんの畑の隣という場所でしたので、売買という話が持ち上がりまして、規模拡大ということで円満にまとまったそうです。■■■■さんは、サツマイモ、ゴボウが中心の農家であり、経営面積も15町歩ほどありま</p>

<p>議 長 海老原康廣委員</p>	<p>す。家族3人とパートさん2名にて増産するために申請地を取得したいということです。</p> <p>以上の理由から、譲受人は年間290日農作業に従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続きます、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>17番、海老原です。番号9番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、近所で親の代から親交がある間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、ラッキョウを中心とした農家であり、申請地は■■■■さんの屋敷に隣接した土地であります。申請について、何ら問題はございませんので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p> <p>続きます、番号10番、番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>2番、永井です。10番と11番について説明いたします。</p> <p>■■■■さんと■■■■さんは、■■■■さんという方に3年ぐらい前から畑を貸していたのです。今回、■■■■さんも■■■■さんも百姓をどんどん小さくするというので、買ってもらうということで売買が成立したそうでございます。よろしく審議お願いいたします。</p> <p>それから、■■■■さんは■■■■のほうでございますので、他市ですから、確認にも行きましたし、あと現場を見て、トラクターも何台か持っていますし、外人もたくさん使っておりますので、何ら問題ないと思われしますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p> <p>続きます、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>8番、菅谷です。12番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、孫と祖母の間柄であります。このたび■■■■さんが新規就農することになり、畑を譲受することになりました。■■■■さんの就農にあたりまして、同じ地区で親しくしていた専業農家の■■■■さんがご指導してくださることになり、機械やら、葉物のいろいろな説明を指導しながら見てくださることです。そして、■■■■さんですが、54アールは急にはで</p>

<p>議 長 櫻井健一委員</p>	<p>きないそうですが、徐々にその面積にするそうです。それで、この審査資料にはサツマイモとありますが、主な作付はコマツナとハウレンソウということです。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>1番、櫻井です。</p>	<p>このほど譲渡人、■■■さんより、譲受人、■■■さんとの間で売買の案件でございます。面積は1,708平方メートルでございます。■■■さんは、ハウスで野菜を生産する農家です。研修生制度を利用し、家族も農作業に従事し、規模を拡大したいということでございます。現在、4ヘクタールを経営しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>続きまして、番号14番、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>18番、菊川です。</p>	<p>譲受人、■■■さんと■■■の間で売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、メロンと加工用大根などを中心とした農家であり、経営面積は300アール以上あり、外国人も使い、熱心に取り組んでおります。農作物を増産するため申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、何ら問題はないと考えられますので、審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、15番の案件ですけれども、■■■さんと、先ほど言いました■■■の間で売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんはメロンなどを中心とした農家であり、経営面積も280あり、熱心に取り組んでおります。メロンを増産するために申請地を取得したいということでございます。何ら問題はないと思われるので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 大久保稔委員</p>	<p>続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>23番、大久保です。16番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親子の関係です。父親である■■■さんが高齢になり、後継者の■■■さんに贈与したいとのことです。■■■さんは、メロン、トマト、ハウレンソウなどを栽培する専業農家です。何ら問題はないと思われるので、よろしく審</p>

議 長	<p>議のほどお願いします。</p> <p>番号1番から番号16番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番から番号16番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX，地目，畑，面積503平方メートル。同じく，XXXXXXXXXX，地目，畑，面積373平方メートル。</p> <p>事由，農産物直売所，その他施設に付随する駐車場が不足しているため，隣接する場所に駐車場の規模を拡大したい。</p> <p>転用計画，駐車場，26台，通路307.50平方メートル。</p> <p>こちらにつきましては始末書添付となっております。始末書添付の理由ですが，申請中に現地確認したところ，その際に既に駐車場として何台か止まっていたということで，許可前に利用していたと</p>

<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>ということで、こちらについては始末書を添付させております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>8番、菅谷です。1番について説明いたします。 去る6月15日に7番、坪沼委員、9番、草野委員、そして私と事務局で現地調査を行いました。申請地は、1ページ左側の位置になります。農産物直売所駐車場が不足しているため、規模拡大をしたいということで、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>2番、永井です。1番について説明いたします。 地図は、1ページの左側になります。51号、濁沢の中央の信号、51号の信号を[]くらい鹿嶋寄りに行った右側のところに、[]という[]さんの経営する[]がありまして、そのの周りに駐車場を何筆か持って、今度また小さくなってしまったもので、前のほうの畑を駐車場に、もう舗装されて駐車場に使っていますから、始末書添付という形で今回申請がございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、申請人、[REDACTED] [REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、 面積627平方メートル。</p> <p>事由、申請地は、農地転用の許可を得ずに平成30年8月頃から農作業所及び休憩所、物置として使用していたしましたので、是正の申請をします。</p> <p>転用計画、農作業所・休憩所が107.26平方メートル、物置A、40.29平方メートル、物置B、7.35平方メートル。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>7番、坪沼です。番号2番についてご報告いたします。</p> <p>申請地につきましては、地図1ページ、右側となります。詳細につきましては、地元委員さんの説明をお聞きください。</p> <p>周囲につきましては、集団的に存在する農地ですが、農地区分として第1種農地と判断いたしました。しかしながら、農業用施設を整備し使用するため、始末書添付の是正申請となっておりますが、事業者の必要な施設として例外的に許可できるため、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 浜田洋一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、浜田です。2番について説明します。</p> <p>現況調査員さん、ご苦労さまでした。ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。場所については、地図1ページの右側になりますが、右の上のほうのカーブの道路が半原から堀の内に向かう道路、途中に浅野グラウンドというサッカーの練習場がある、そこを北から南かな、向かったところを右に入って[REDACTED]メートルのところにあります。申請人、[REDACTED]さんは、子生のイチゴ農家の[REDACTED]で、研修の後に平成30年に新規就農した方です。現在は日本人の方2人と実習生1人と[REDACTED]さん夫妻で頑張っていてイチゴ作りをしているとのこと。今年もハウスを増やすと言っていました。申請地に農地転用を得ずに平成30年8月頃から、農</p>

議 長	<p>作業所及び休憩所、物置として使用していましたので、是正の申請をしたいとのことです。始末書も添付されています。よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>	
議 長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、地目、畑、面積178平方メートル。 事由、申請地を、農地転用の許可を得ずに昭和56年5月頃から堆肥盤として無断で使用していましたので、是正の申請をします。転用計画は堆肥盤178平方メートル。契約内容は普通贈与。こちらは始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p>

<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>7番, 坪沼です。番号1番についてご報告いたします。 去る6月15日に, 8番, 菅谷委員, 9番, 草野委員, 7番, 坪沼と事務局にて現地調査を行いました。申請地につきましては, 地図2ページ左側となります。詳細につきましては, 地元委員の説明をお聞きください。</p> <p>周田は集団的に存在する農地であり, 農地区分としては第1種農地と判断いたしました。しかし, 農業用施設を整備し使用するため, 始末書添付ではありますが, 事業者の必要な施設として例外的に許可できるため, 農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議 長 大久保稔委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>23番, 大久保です。1番について説明する前に, 現地調査員さんにご苦労さまでした。</p> <p>場所は, 地図2ページの左側になります。舟木のスーパーセイミヤから下の方面に約1キロぐらい来たところの左側に池があります。その先100メートルぐらいのところを左に入り, 1キロメートルぐらい来たところが現地です。議案第1号16番で説明しました案件と同じです。申請地を堆肥盤として無断で使用していましたので, 始末書添付で申請をしたいとのこと。よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きますして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積621平方メートル。</p> <p>事由、当社専用の資材置場がなく、山砂、砕石を置く場所がないため、資材置場として整備したい。また、申請地は農地転用の許可を得ず資材置場として無断で使用していたので、是正の申請をします。</p> <p>転用計画、資材置場621平方メートル、駐車場4台、倉庫26平方メートル。契約内容は売買。始末書添付となっております。</p> <p>こちらの始末書ですが、今回の申請者ではなく、今回の申請者の前に資材置場として無断転用していたということで、こちらの所有者のほうから始末書のほうはいただいております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>8番、菅谷です。2番について説明いたします。</p> <p>申請地は、2ページの右側になります。住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、菅谷です。2番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。</p> <p>申請地は、地図2ページ右側です。とっぴ・さんて入り口交差点を国道51号線水戸方面に向かい[REDACTED]メートル右側になります。譲受人、[REDACTED]が自社専用資材置場がないため、申請地を整備して使用したいとのこと。現況は、荒れ地の中に資材が少し置いてある程度でした。農地転用の許可を得ず無断で使用していたので、是正申告し、取得したいとのこと。なお、始末書が添付されております。よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	局
		番号3番、使用借人、 使用貸人、。申請地、 、地目、畑、面積474平方メートル。 事由、現在、実家に同居しております。今回結婚を機に手狭となったため、自己住宅を建築したいというものです。 転用計画は居宅(自己住宅)73.90平方メートル。契約内容は使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員		7番、坪沼です。番号3番についてご報告いたします。 申請地は、地図3ページ、左側になります。詳細につきましては、地元委員の説明をお聞きください。 周囲は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。しかし、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるため、農地転用許可基準から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。

<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>容は使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 海老原康廣委員</p>	<p>7番，坪沼です。番号5番についてご報告いたします。 申請地は，地図4ページ左側となります。詳細につきましては，地元委員さんの説明をお聞きください。 周囲は，集团的に存在する農地の地域にあり，農地区分としては第1種農地と判断しました。しかし，集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるため，農地転用許可基準から判断して，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番，海老原です。番号5番についてご説明いたします。 ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。現況調査員の皆様，ご苦労さまでした。 場所は，地図4ページ左側です。当間小の跡地より西へ■■■■メートルくらいの位置にあります。譲受人，■■■■さんと■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび■■■■さんの子供が成長し，実家では手狭になったので，自己住宅を新築したいとのことです。何ら問題はないと思いますので，ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号6番、使用借人、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積563平方メートル。</p> <p>事由、現在の住宅敷地内での作業が手狭になったので、農業用倉庫兼冷蔵庫を新設したい。また、農地転用の許可を得ずに平成8年から堆肥盤を無断で整備して利用していたため是正の申請をします。</p> <p>転用計画、農業用倉庫兼冷蔵庫238.49平方メートル、堆肥盤は、無断転用していたものをそのまま使うということで、50平方メートルとなります。契約内容は使用貸借。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、草野です。6番について報告いたします。</p> <p>申請地は、地図4ページの右側です。詳細は地元委員さんをお願いします。</p> <p>周囲は、住宅と山林に囲まれた地域の集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。なお、堆肥盤を無断で整備していたため是正の申請をし、始末書添付です。農地転用許可基準から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 櫻井健一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。6番について説明いたします。</p> <p>現地調査員さんの方々、大変ご苦労さまでございました。</p> <p>地図は4ページの右側になります。国道51号線、湯坪入口より海岸方面に約2キロ入ったところになります。譲受人、[REDACTED]さんより連絡があり、農業用倉庫兼冷蔵庫を約600平方メートルの農地に建設したいという要望でございます。また、始末書添付となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号7番、使用借人、 。使用貸人、 。申請地、 、地目、畑、 面積367平方メートル。 事由、現在借家に妻と子3人で住んでおり手狭であるため、自己住宅を建築したい。 転用計画は居宅（自己住宅）65.20平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>7番、坪沼です。番号7番についてご報告いたします。 申請地は地図5ページ左側となります。詳細につきましては、地元委員さんの説明をお聞きください。 周囲は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。しかし、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるため、農地転用許可基準から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

	<p>置される進入路として例外的に許可できる状況である。農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>櫻井健一委員</p>	<p>1番、櫻井です。8番について説明いたします。 現地調査員さんの方々、大変ご苦労さまでございました。 地図5ページの右側になります。譲渡人、■■■■さん所有の農地12平方メートルを譲受人、■■■さんに売買するというような案件でございます。目的は進入路でございます。現況は、国道51号線、縦山地区のアパートが建ち並ぶところでございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>(議案第4号 現況証明書の交付について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>

事務局	<p>番号1番, 申請人, [REDACTED]。届出地, [REDACTED]の一部, 台帳地目, 畑, 面積964平方メートル。現況は農業用倉庫・農業用資材置場・駐車場となっております。許可年月日は令和元年9月25日, 確認年月日が令和3年6月15日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 草野克信委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番, 草野です。1番について報告いたします。 去る6月15日に, 7番, 坪沼委員, 8番, 菅谷委員, 9番, 草野と事務局で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は, 地図6ページの左側です。詳細は地元委員さんをお願いいたします。現況は, 農業用倉庫, 資材置場, 駐車場, 共に利用されており, 3人の総合意見として証明書の交付は可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議長 米川完一委員	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番, 米川です。 [REDACTED]さんは, 後継者として親の跡を継いで大規模な農業を行っております。現在, この場所に農業用倉庫, 農業用資材置場, 駐車場が建っており, 証明書の交付には何ら問題ないと思っておりますので, よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして, 番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>

<p>事務局</p>	<p>番号2番, 申請人, [REDACTED]。届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積1, 164平方メートル。現況は駐車場となっております。許可年月日, 令和3年2月15日, 確認年月日, 令和3年6月15日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番, 草野です。2番について報告いたします。 申請地は, 地図6ページの右側です。詳細は地元委員さんをお願いいたします。 現況は駐車場として整備され, 利用されておりますので, 3人の総合意見として証明書の交付は可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議長 小松崎善一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番, 小松崎です。番号2番, 申請人, [REDACTED]さんについてご報告いたします。 現地調査員さんの皆様, ご苦労さまでございました。 ただいまご報告のとおりでございます。[REDACTED]さんは, 令和3年2月15日に許可を受けまして, 駐車場を整備したいというところでは, 場所は, [REDACTED]隣に[REDACTED]さんの住宅がございますので, その道路を挟んで反対側の申請地になります。現在は, 砕石が敷き詰められ, 従業員の車らしきものが10台ほど駐車されておりました。現況証明書の交付について問題はないかと思われまので, ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX。届出地、XXXXXXXXXX，畑200平方メートル。同じく、XXXXXXXXXX，畑65平方メートル。転用目的は高低差解消となっております。期間は令和3年7月28日までとなっております。以上でございます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>9番、草野です。1番について報告いたします。去る6月15日に、7番、坪沼委員、8番、菅谷委員、9番、草野と事務局で現地調査を行いました。申請地は、地図7ページの左側です。詳細は地元委員さんにお願いします。</p> <p>現況は、2筆とも道路より低く、傾斜があり、水はけが悪く、耕作不便な状態でした。農地改良制度の条件から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 米川完一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番、米川です。1番について説明いたします。現地調査員さんの皆様、ご苦労さまでした。この件は、地図7ページの左側なのですがすけれども、この2つに分かれている道路が今拡張工事を行っております、ちょうどその土</p>

<p>議 長</p>	<p>が出るということで、その土を高低差解消のために入れるということが決まったそうです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局に説明させます。</p> <p>申請件数につきましては、21件、合計で48筆、面積12万1,515平方メートルです。 利用権の種類でございますが、賃貸借20筆、使用貸借28筆となっております。内訳につきましては、新規22筆、再設定26筆となっております。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(議案第7号 地籍調査における地目変更に対する意見決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第7号「地籍調査における地目変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局に説明させます。</p> <p>11ページを御覧ください。この件に関しましては、台濁沢東部地区及び汲上東部地区におきまして、地籍調査より地目変更の確認依頼がありまして、大洋地区の委員5名の方にご協力をいただき、地区ごとに5月20日と6月3日に現地調査を実施しました。</p> <p>その結果、台帳地目、畑については、全部を宅地としたもの70筆、山林としたもの20筆、雑種地としたもの11筆、計101筆になります。一部を宅地にしたものが2筆、公衆用道路としたもの1筆、雑種地としたもの1筆、合計で4筆です。</p> <p>以上の調査結果に基づき、地籍調査課へ回答してよろしいか、ご審議のほどお願いいたします。</p>

議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 「地籍調査における地目変更に対する意見決定について」は、事務局説明どおりと決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、地籍調査のとおりと決定いたします。 (議案第8号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について)
議	長	続きまして、議案第8号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	局
		次のページ、12ページを御覧ください。全国農業新聞についてですが、現在、各農業委員におかれましてもご購読いただいているところですが、今後のさらなる購読数の増加を目指して取り組んでいくため、今年の5月に開催されました県全体の農業委員会会長・局長会議においても、新規購読者の確保について話し合われました。 また、今回、茨城県農業会議より、農業委員・推進委員による普及推進に関する申し合わせ決議について、総会で採択する取り組みが求められておりますので、今回、議案に上程させていただきました。 この全国農業新聞の普及推進については、農業委員会の重要な業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても、各地の先進事例や、身近な情報等も掲載されておりますので、農業経営に

	<p>役立つ情報もあると思われます。</p> <p>ですので、お知り合い等で興味のある方などいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について、読み上げさせていただきます。</p> <p>「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議</p> <p>農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞普及拡大3力年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり2部の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う 3. 令和3年11月末までに購読部数73部の達成を目指す <p>令和3年6月25日 銚田市農業委員会。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これより採決いたします。</p>
	<p>議案第8号 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について」は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定に</p>

		<p>よる通知について)</p>
議	長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>こちらにつきましては8件の届出がございました。15筆で合計面積は4万4,685.61平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。</p>
		<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定 による農地等の権利移動届出について)</p>
議	長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>こちらは6件の届出がございました。70筆で、面積につきましては合計で6万2,135平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
		<p>(報告第3号 農地法制限除外の届出について)</p>
議	長	<p>報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>2件の届出がございました。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号1番, 申請人, [REDACTED]。届出地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積106平方メートル。転用目的は農業用道路となっております。</p> <p>続きまして, 番号2番, 申請人, [REDACTED]。届出地, [REDACTED]の一部, 地目, 畑, 面積4平方メートル。転用目的は携帯電話無線基地局となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)</p> <p>続きまして, 報告第4号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により, 報告に代えさせていただきます。</p> <p>こちら2件ございまして, 番号1番と番号2番については互いの交換案件のため, 一括で説明いたします。</p> <p>番号1番, 譲受人, [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED]。申請地, [REDACTED], 畑, 2, 448平方メートル。</p> <p>番号2番, 譲受人, [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED]。申請地, [REDACTED], 畑, 475平方メートル。</p> <p>取消事由ですが, 番号1番の譲受人を[REDACTED]から[REDACTED]に変更したいということで, 取り消しの申請がございました。取消年月日は令和3年6月10日。令和3年3月25日に許可した案件でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
-------------------------	--

議 長	<p>続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>18ページです。法務局より1件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から雑種地への変更となります。</p> <p>現況地目を確認し、非農地であったことから、令和3年6月1日付で会長専決処分により法務局に回答いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。どうぞ。</p>
浜田洋一委員	<p>5番、浜田です。基盤強化の事業で、相続人代表ということが書いてあるのですが、それはどういうこと。普通の相続というと、相続人が決まっているのですが、相続人代表というのはどういういきさつになっているのか、教えていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局のほうから。</p>
事 務 局	<p>相続人代表、通常は、先ほど浜田委員がおっしゃったとおり、相続人が決まっています、その方と借りる人で利用権設定を結ぶのが通常のやり方なのですが、相続がまだ登記をしていないという方が結構いらっしゃいます、そういった場合でも、やはり利用権設定を結びたい。結ばなくてはいけないという場合がございます。そういった場合には、相続人のどなたかが代表になっていただいて、そのほかの相続人の方の同意ももらいながら相続人代表ということで、その人が貸主という形で利用権設定を結ぶことは可能になっております。よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>大丈夫ですか。</p>
浜田洋一委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>そのほか何かありましたら、では、事務局のほうからお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>先日、議案書配付のときにお配りさせていただいたのですが、「令和4年度国・県・市町村農業施策に関する要望」の提出についてご説明させていただきます。</p> <p>書類は、茨城県農業会議のほうから、こちらの要望のほう、取りまとめについて依頼がございまして、これは昨年もやっております。つきましては、意見・要望する事項に関しまして、記入例を参考にしながら、意見・要望等がありましたら、7月12日（月）までに提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>提出していただきました意見・要望につきましては、こちらで検討、集約した結果、7月の定例総会で協議して、茨城県農業会議へ報告する予定でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>続けてよろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちら行事予定のほうをちょっと御覧いただきたいと思ひます。6月30日にこちらは茨城県市町村会館のほうで会長と事務局長のほうで県の通常総会、その後の農政活動推進本部代議員総会のほうに出席されます。</p> <p>それと、7月1日ですが、こちらは鹿嶋地区の当委員会総会ということで、鹿嶋市役所のほうで、会長、会長代理人と事務局長ということで出席になります。</p> <p>それと、14日、水曜日、こちらは農地の集積・集約化推進大会なのですが、こちらは小川文化センターのほうでございますけれども、こちらでも会長と会長代理、それと事務局2名ということで、5名での出席となっております。本来ですと、以前は皆さん何十人で行ったところなのですが、やはりコロナの感染防止対策ということで、各農業委員会5名までという縛りがあるものですから、今回はこのようになりました。</p> <p>それと、15日、こちらは現地調査を予定しております。菅谷美尚委員、城田俊男委員、飯塚康雄委員の3名になります。</p> <p>16日は常設委員会ですが、案件はありません。</p> <p>21日が議案書配付となっております。</p> <p>26日が7月の定例総会となっております。通常ですと25日なのですが、今回25日が日曜日になっておりまして、ちょうどその前の週にオリンピックの開催になるので、ちょっと休みが4連休になってしまうのです。25日までの4連休になってしまうものですから、その前に総会となると、議案書配付の期間が、議案書の作成がちょっと間に合わないものですから、26日ということにさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんから、そのほか何かありましたらば。 では、私のほうから皆さんにちょっと考えていただきたいことがあります。これは議案で、毎回、毎回、始末書添付となっております。始末書。この始末書は、添付しても、1年に1人が2回書いても、3回書いても、5回書いても、例えばの話、極端な話、何らペナルティーも何もありません。ただ、始末書を添付するだけだと。私としては、やはりこの始末書を添付するに当たって、本当にこれは分からないでやったのだなと思う案件があります。これは始末書でやむを得ないなと思う案件がありますけれども、ただ、それを分かっているながら始末書で済むのだろうかという考え等も、中には、いるのではないかと思うのです。そうした場合に、このままでいいのかなと、ちょっと私、疑問に思うわけなのです。そうした場合にどうなのかなと思って、始末書添付すれば、何枚だって、別にペナルティーも、何ら問題ないのだものね。そうすると、これに故意にやるのと、本当にこれは分からないでやってしまったというのと、このぐらいはしょうがないだろうと委員の人らが認めるのと、これは悪質だっぺというのと、中には出てくると思うのです。そうした場合に、同じ扱いでいいものか、悪いものか。こちら辺、これから皆さんで少し考えていってもいいのではないかなと私は個人的には思うのですけれども、どうでしょうか、皆さん。 はい。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番、富田です。始末書添付というのは、毎回、毎回出てくるけれども、早い話が、これは悪質なのだよね。早くいえば悪質。知っていてやっているのだ。だから、1年に2回、3回とあった場合には何らかのペナルティーをつくるべき。 それと、こういうのはやっぱり知っていてやっているか、知っているか、知らないか、大体は分かっていること。だから、こういうのは悪質とみなして、3回も4回もやった場合には、サッカーならイエローカード、それと同じで、これはペナルティーつけるべき。ただ、始末書提出すれば通るということになる。これは誰もがそう考えている。何でも始末書を書けばいいと。</p>
<p>議 長</p>	<p>だから、富田さんが言うように、そうなってしまってもしょうがないから、1年で同じ人が3回も4回も始末書を書いて提出するというのは、これは富田さんが言うように悪質ではないかなと。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>これはペナルティーをつくるべき。だから、委員会でその辺は決めるのだ。</p>

<p>議 長</p>	<p>だから、コロナだから過半数以上いるけれども、本当は全体で出席したときにこういう話を少し皆さんで論議していただいて、やはりどういう方向性で進めたほうがいいのか。このままでいいのかということをおある程度論じていただいて、これからやはりそういうようなことを皆さんで少し考える余地があるのではないかなと思います。</p> <p>先ほど冒頭のとときに私が言いましたけれども、5年前に、もう売電やっていて、それで5年たってから法務局へ申請を出して、それで法務局から農業委員会に現地確認だ、農地の一部がかかっているというようなところ、幾ら始末書添付でも、これは初めてでも、ちょっと私なんか見れば悪質なように見えるのですけれども、幾ら1枚でも、始末書添付。5年も電気をつくって売ってしまっているわけだから。その上に畑が一部、これは含まれているというの分かると思うのです。そこへかぶさっているわけだから。だから、そういったことも、これからは考えていかななくてはならないのかなとか、いろいろ問題が。今までは太陽光がここへ来てだんだん、だんだん多くなってしまったから、そういう問題が起きたけれども、今から5年前、6年前は太陽光の問題はなかったのです。ここへ来てからやはり太陽光の問題でいろいろ出てきたし、国の施策が承認省庁によって違うわけだから。片方は太陽光を進めているところもあるわけだから。例えばの話、営農型をどんどん進めるような、そういうような新聞記事も載っておりますので、だから、そういうようなものもこれからいろいろ太陽光に当たっては問題が出てくるのではないかなということも、今からある程度、銚田市の農業委員会としても考えておかななくてはならないのかなと、私、個人的には思うのですけれども、やはりそれはコロナが収束して、本当は全員で協議していただいて、この銚田市の農業委員のやっぱり農地を守る発展のためにも、そういうことを皆さんで考えていただければいいのではないかなと、私は個人的には思うのです。やはり始末書、そういう5年もたってから法務局に申請を出して、法務局から確認というのは、もう5年もたってしまっているわけだから、もう電気を売っているわけだから。だから、こういうこともやはりこれからは農業委員会のこと、私もこの間、現地を見に行っただけけれども、5年もたってしまっていて、これはばかにしているのではないかなという、本当に個人的にそういう考えを持ちました。やはり順序が違うのではないかと。やっぱり農地つくるのだから、一部でも含まれているというのがあるわけだから、業者は調べるわけだから。農業委員会で許可をもらって、それからつくって、法務局に提出するのが順序ではないかなと私は個人的に思います。</p> <p>そういうこともいろいろ含めて、私は今日は皆さんにそういう…</p> <p>…。</p>
------------	---

<p>米川完一委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>今、会長のほうから今までの営農型の太陽光発電という話が出たのですが、3年ぐらい前かな、滝浜で営農型の、下にミョウガをやる太陽光発電のやつなのですが、下に一本も出ていません。こういうのは、これはいかにもそのとき限りに、最初からこの人はミョウガは出ていなかったんで、やる気があるのかどうか分からないのですが、その人の紹介で、今年かな、■■■の人が、また営農型でミョウガというので始まったのですけれども、これもちょっと怪しい感じなのですが、こういうのは事務局としてどうするのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>営農型太陽光発電の場合には、申請のときの根拠資料とか、作付計画もそうなのですけれども、それに基づいてちゃんとやっているのかというのを毎年1回報告させるようになっていきます。出荷している出荷伝票だとか、そういったのを提出させている。写真なんかもつけさせてはいるのですが、中にはそういうのもあるというところなので、これはやっぱり定期的に行って、早いうちに指導しなくてはいけないのかなというのは思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それもやはりいろいろ聞くと、あくまでも指導することだけしかできない。だから、その指導といっても、そこへ地元委員として地元の人が指導できない、正直言って。だから、やっぱりそこはもう少し、ある程度、何らか違ういい方法でもあればと思って、皆さんで、こういう機会のあるときに、ある程度考えながら、やはりいい方向性を皆さんで探っていただければいいなと思うのですが、そういうことで、皆さんも、そういうような、少しでも銚田市の畑を守る、あくまでも農地を守るのが農業委員の第一の目標であることから、やはりそういうことに少しでもいい農地を残しておきたいなと、皆さんもそういう思いで農業委員になっているわけだから、そういうことをこれからは考えて農地を守っていただければなと思います。</p> <p>今、米川さんが言ったように、その方もミョウガ、2年目ですか、さらに収穫があって、売上げなどの報告あったのです。売上げも何万円とか売ったという報告書だけはもらっていますけれども、あのミョウガでそんなに何万円も売れたのかと感じましたけど、書類が残っているのだから、それ以上疑うことはできないのですけれども、やはりそういったこともあるけれども、結局、最終的には、真面目にやっている人がかわいそうだと思うのです。いいかげんな人も、真面目な人も同じく扱うということが。やはり真面目な人には、これはなおさらつらいのではないかなと思います。やっぱり真面目な人は真面目な人なりに、そういうふうに関わりを守って、一生懸</p>

	<p>命頑張ってやっているのに、そういう方が、真面目でない方が一人でもいると、その真面目でないほうが目立ってしまって、みんな同じく見えてしまうから、やっぱりそういうところ、もう少しこれから皆さんで考えていったほうがいいのかという形で、私はそういう発言をさせていただきました。</p> <p>これはあくまでもその他のほうの話で、今の話はそういうことでございますから、30日にも県の集まりがありますから、さっき言った、5年もたってから法務局から現地確認をして、そうやっているのは、ちょっとこれ、原状復旧をさせて、それからまた許可を出すような、そんな感じでいいものかどうか。本当にそこまでやってしまっていいものかどうか。相手が仮に弁護士頼んで裁判を起こすようになったらどうなのか。そういう企業だから、そういう弁護士もついていると思うから、そういうときに、また余計な負担がかかるから、どこら辺までが進めていいのかなという考えを持っています。だから、それは県とそういう集まりがあったときに一応相談しながら、今後考えていきたいと思えます。</p> <p>私からは、そういうことで、ひとつ皆さんに、こういう問題もあるということを知っていただきたいなと思って、今、お話ししました。</p>
櫻井健一委員	<p>営農型の太陽光発電の農地、営農型だから。普通の太陽光では農地でつくったわけでしょう。農地なのか。</p>
議 長	<p>普通のただの太陽光発電をする場合には、第1種では難しいでしょう。普通の太陽光発電を造る場合には第1種農地に造るのは難しいよね。</p>
櫻井健一委員	<p>質問なのですけれども、農地に普通の太陽光発電を造りますよね。そうすると、太陽光下の農地というのはどうなるのですか。それと、営農型太陽光発電を造った場合、下の土地は農地でしょう。そうしたら、当然税金に影響するでしょう。</p>
事 務 局	<p>営農型太陽光発電の場合は、下は農地なので、税法上は農地としてだと思えます。ただ、通常の太陽光の場合は下は雑種地になりますので、それは税率は、その辺はちょっとはつきり分かりませんが、農地よりは高くなると思えます。</p>
櫻井健一委員	<p>そうしたら、さっきの話で始末書添付になっていますけれども、話がありましたけれども、営農型で申し込んだほうが税金は緩和されるでしょう。</p>

事務局	<p>そうですね。通常は営農型でやる人は第1種農地でやるのです。2種とか3種だと、通常の太陽光でできますから、第1種農地の場合で営農型やってくるのですけれども、営農型の場合には下で耕作するので、もちろん高くなります。だから、その分、機材代とか、そういったもののお金もかかります。なおかつ、撤去費用も見積もらなくてははいけないし、あとは、先ほど言ったように、毎年、営農している状況を報告しなくてははいけないとか、そういったのもありますので、あまり2種とか3種で営農型をやるという方は、今のところ、いらっしゃらないです。畑のままだったら、確かに雑種地よりは税金は低いですが、その分、手続的に手間がかかるというのはあります。</p>
櫻井健一委員	<p>そうしたら、計画的だったらば、営農型で申し込んだほうが税金は緩和されるでしょう。</p>
事務局	<p>税金のことだけ考えればそうです。税金のことだけ考えれば、そういう、櫻井さんの言うお話になりますけれども、実際、下で耕作をしなくてははいけない。太陽光業者が耕作するといったら、誰か頼まなくてははいけないとか、そういった契約もありますし、上の太陽光と下の耕作している人が違う場合には、よく3条でたまに出てきますけれども、区分地上権の設定とか、そういった手続もしなくてははいけない。通常の太陽光と営農型太陽光では書類の量が全然違うのです。第三者の意見書とか、そういったものをつけさせますから、手続的に、長い目で見て、税金のほうでどうなのかというのは分からないですけれども、そんなに大規模な面積をやるのか、ちょっとその辺も、どちらのほうがいいのかというのは、こっちでは何とも言えませんけれども、今のところ、第1種農地以外で営農型をやっているところはないです。</p>
議長	<p>やっぱり第1種農地に営農型を造るということでなければ許可下りないから、普通の太陽光だと。第1種だと、ほとんど。例外的にはあるかもしれないけれども、第1種農地にはほとんどが、営農型ではないとあまり許可下りない。</p>
米川完一委員	<p>あまりというか、全然できない、第1種では。だから、太陽光やるときに、第1種でやるには営農型。いろんな作物。サカキだの百目柿だの。一番簡単なのがミョウガなんだろう。</p>
小松崎善一委員	<p>小松崎です。営農型のお話が出ましたけれども、監視する意味で、現地調査のときに、現在、営農型というのは何件ぐらい入っていますか。10件ぐらいある。</p>

事務局	10件ぐらい。
小松崎善一委員	ここ二、三年前からだよね。ということは、現地調査のときに1件なり2件なり、一応調査をするというような形で回ったらどうでしょうか。
議長	そうだね。そういう形で、もしということないけれども、そういうような形で1件でも2件でも現地調査なり、何らかの形で写真撮ってくるのもいいでしょう。後で、そういうもので、こうでは駄目だからということで指導するような形で、そういう写真撮るのは別に何ら問題ない。
事務局	もちろんそれは問題ないと思うのです。こっちで転用の許可している、一時転用なので。
議長	一遍に10か所全部見るというわけにはいかないけれども、そういうような形で定期的にそういうふうに写真なりなんなり、事務局でそういうような形で、写真1枚でも、ここはどこをやつである程度、ここは営農型で許可しても、やっていないから指導しなくてはならないということで、証拠として撮っておくのには、それ小松崎さん言うようにいいと思います。全然見ないよりは。1年に1回でも見るほうがいい。
事務局	確かに現地調査のときもそうですけれども、農業委員さんで行かないのでも、こちらでも3条の農地法の現地調査をやっているのです。そういったときとか、転用見込みの確認とかで現地調査へ行ったりしたときに写真等で確認して、早め、早めに指導できればと思いますので、こちらのほうは実施していきたいと思います。
議長	そのほうが、逆に営農型で申請して、あとは別にほったらされても構わないという気持ちが幾らかでも薄れてくるでしょう。営農型でやったら、やっぱり縛りがあって厳しいのだということが、本当は厳しいのだけれども、だから、これをやはりある程度指導することによって守ってもらわなければ駄目なのだからということで言っただけならば、やっぱりこれから申請も厳格にそういうようにやれば、業者でもやっぱりそういう認識になっていくと思うのです。銚田市は厳しいよと。今度、業者間でこういう話合いが出てくると思うのです。そういう形で、少しでもいい農地が守ればいかなと思います。 そういうことで、今、その他の項で皆さんに考えていただくよう

	<p>に、少し提案をしていたわけなのですけれども、いろいろそういうような、本当は、何回も言いますけれども、全体でそういうことを皆さんで考えていただいて、全体討議の中で、いい方向性を得て、それでやはり少しでも農家に要望ある方には、そういう土地を貸してもらおうような、中間管理機構通してでも何でも、やっぱり農家の、これから大規模農家をやるためには、そういう農業委員会の方が幾らかでも思いで、そういう人に貸す人から借りる人に中継に入って、やっぱり農地は有効に活用していただければ、なおさら結構だなと思っておりますので、いろいろそういう方向で提案した次第でございますので、これからもそういうような事案が出てくると思いますから、その都度、その都度、皆さんで考えながら、いい方向性を探っていきたいと思っておりますので、これからもひとつよろしく願います。そういうことです。</p> <p>あと、そのほか何かありましたらば。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>本来ならば、来月総会が終わった後、納涼会やるわけなのだけれども、やはりコロナで、そういうこともちょっとまだできないような状況でございますから、コロナが収まるまで、皆さん、そういうことも少し待ってください。</p> <p>そういうやつが、なかなか許可が出ないから、海老原さん辺りが動いてくれて、少しまた。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事日程をすべて終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時52分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">_____ 議長（会長）</p> <p style="text-align: center;">_____ 8番 委 員</p> <p style="text-align: center;">_____ 9番 委 員</p>